

2022年（令和4年）3月28日

事業者各位

釧路市総務部長

建設工事における下請事業者への社会保険等未加入対策および
請負代金内訳書への法定福利費の明示について

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する建設事業者による公平で健全な競争環境の構築を図るため、全国的に行政、発注者、元請事業者、下請事業者、建設労働者などの関係者が一体となって社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の未加入対策が進められています。

釧路市においても、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の加入を入札参加申請の登録要件とするなど社会保険等未加入対策を実施してきたところです。

当市における社会保険等未加入対策を推進するため、釧路市建設工事請負契約約款を一部改正し、受注者（元請事業者）と直接契約を締結する一次下請事業者については、原則、社会保険等加入事業者に限定しますのでお知らせします。二次以下の下請事業者につきましては、引き続き、施工体制台帳等により、社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう下請事業者への御指導をお願いします。

併せて、契約締結後に当市へ提出することとなる請負代金内訳書について、社会保険等の加入をより一層促進するため、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求ることとしますのでお知らせします。

記

1 社会保険未加入事業者の定義

「社会保険等未加入事業者」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務があるにもかかわらず加入していない建設事業者（建設業法第2条第3項に定める建設事業者をいい、加入義務がないために加入していない建設事業者は未加入事業者には当たりません）を指します。

2 事務手続

（1）一次下請事業者の社会保険等未加入対策

受注者が市に提出する「施工体制台帳」にて、各一次下請事業者の社会保険等の加入状況を記載し提出します。このとき、社会保険等未加入である建設事業者と下請契約を

締結する場合、「社会保険等未加入事業者を下請負契約の相手方とした理由書（別記第1号様式）」を添付して提出します。

市は、提出された理由書について、特別の事情の有無を判断し、その旨を受注者へ通知します（別記第2号様式及び第3号様式）。特別の事情を有すると認めた場合において、指定期間内に保険加入を確認できる書類等の提出を求めます。

理由書において、社会保険等未加入事業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別な事情が認められない場合及び、保険加入を確認できる書類等の提出がない場合は、指名停止や工事施工成績の減点の対象となります。

（別紙「下請契約からの社会保険等未加入建設事業者の排除等に係る事務手続きフロー」）

（2）請負代金内訳書への法定福利費の明示

受注者において、「請負代金内訳書」を作成する際には、別紙記載例を参考に法定福利費を明示したものを作成し、市へ提出してください。

3 適用時期

令和4年4月1日以後に入札公告及び指名通知（随意契約を含む）する設計金額100万円以上の建設工事に適用します。

4 新旧対照表（釧路市建設工事請負契約約款改正部分抜粋）

改正後	改正前
<p>（請負代金内訳書及び工程表等）</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表並びに発注者の定める書類（以下「工程表等」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 受注者は、この契約に変更等があり、かつ、発注者から請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に変更後の工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 工事工程表及び内訳書は、この契約の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>（請負代金内訳書及び工程表等）</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表並びに発注者の定める書類（以下「工程表等」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書及び工程表等は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>

<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出</p> <p>二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出</p> <p>三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事業があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができます。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認するとともに、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

【お問い合わせ先】

釧路市総務部契約管理課契約担当

TEL:0154-31-4508／FAX:0154-25-9505

Mail ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp